

魚津市告示第116号

魚津市保健衛生推進員設置要綱の一部改正について
魚津市保健衛生推進員設置要綱（平成23年魚津市告示第55号）の一部を次のように改正する。

令和6年5月20日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>魚津市環境保健衛生推進員設置要綱</u></p> <p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 魚津市が実施する保健衛生事業の推進に協力するとともに、地域活動促進を図り、健康で明るく住みよい環境の実現にあたることを目的に、<u>魚津市環境保健衛生推進員</u>（以下「推進員」という。）を置く。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(選任)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の推薦は、<u>推薦届出書（魚津市保健衛生推進員）</u>（別記様式）の例により行うものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 地域振興会は、必要があると認めるときは、当該地域振興会の区域に含まれる自治会等の区域ごとに当該自治会等の長に第1項及び<u>前項</u>の推薦を依頼することができるものとする。</p> <p>(業務)</p> <p>第4条 推進員は、市と密接な連絡をとりながら、<u>環境保健衛生事業</u>の協力に<u>当たる</u>ほか、ごみ減量化及び分別並びにがん対策に関する啓発活動を行い、住みよい環境の保全に<u>当たる</u>ものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 健康診査（結核健診、特定健康診査、がん検診等）の受診勧奨等に関すること。</p> <p>(2) - (8) (略)</p> <p>(9) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</u>に関すること</p> <p>。</p> <p>第5条 (略)</p> <p>別記様式（第3条関係） 【別記】</p>	<p style="text-align: center;"><u>魚津市保健衛生推進員設置要綱</u></p> <p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 魚津市が実施する保健衛生事業の推進に協力するとともに、地域活動促進を図り、健康で明るく住みよい環境の実現にあたることを目的に、<u>魚津市保健衛生推進員</u>（以下「推進員」という。）を置く。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(選任)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の推薦は、<u>推薦届出書（魚津市保健衛生推進員兼廃棄物減量等推進員兼がん対策推進員）</u>（別記様式）の例により行うものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 地域振興会は、必要があると認めるときは、当該地域振興会の区域に含まれる自治会等の区域ごとに当該自治会等の長に第1項及び<u>第4項</u>の推薦を依頼することができるものとする。</p> <p>(業務)</p> <p>第4条 推進員は、市と密接な連絡をとりながら、<u>保健衛生事業</u>の協力に<u>あたる</u>ほか、ごみ減量化及び分別並びにがん対策に関する啓発活動を行い、住みよい環境の保全に<u>あたる</u>ものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 健康診査（結核健診、特定健康診査、がん検診<u>など</u>）の受診勧奨等に関すること。</p> <p>(2) - (8) (略)</p> <p>(9) <u>その他市長が必要と認める業務</u>に関すること。</p> <p>第5条 (略)</p> <p>別記様式（第3条関係） 【別記】</p>

【別記】

改正後

別記様式（第3条関係）

推薦届出書
(魚津市環境保健衛生推進員)

このことについて、
次のとおり
別紙名簿のとおり
推薦します。

※該当するものを丸で囲んでください

自治会等の名称	区
---------	---

新	フリガナ		性別	男・女
	氏名		生年月日	年 月 日
	住所	魚津市		
	電話番号	()		
	就任日	年 月 日		

旧	氏名		退任日	年 月 日
---	----	--	-----	-------

年 月 日

推薦者

【別記】

改正前

別記様式（第3条関係）

推薦届出書

（魚津市保健衛生推進員 兼廃棄物減量等推進員 兼がん対策推進員）

このことについて、
次のとおり
別紙名簿のとおり
推薦します。

※該当するものを丸で囲んでください

自治会等の名称	区
---------	---

新	フリガナ		性別	男 ・ 女
	氏名		生年月日	年 月 日
	住所	魚津市		
	電話番号	()		
	就任日	年 月 日		

旧	氏名		退任日	年 月 日
---	----	--	-----	-------

年 月 日

推薦者

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示の改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。